

平成 2 7 年 度  
後 期 高 齡 者 医 療 概 況

( 平成 2 2 ~ 2 6 年 度 分 )

福 島 県 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合

## はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢化の急速な進展と医療の高度化等に伴い医療費が年々増加する中、現役世代と高齢者の医療費負担を明確にするとともに、高齢者の皆様が将来にわたって安心して医療を受けられるよう平成20年4月に創設されてから、8年が経過しようとしています。

本広域連合における医療費は、被保険者数の増加や医療の高度化などにより増加傾向にあり、高齢者の健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進などを積極的に取り組むことにより、医療費の適正化を図る必要があります。

また、本広域連合において、“健康寿命の延伸”“実現のため、平成27年3月に平成27年度から平成29年度における保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、計画に基づく保健事業をPDCAサイクルによって効率的・効果的に実施することとされました。

そのため、医療費分析により地域等の医療特性を把握し、構成市町村ごとに効率的・効果的な事業を進めていかななくてはなりません。

本書では、平成22年度から平成26年度における本広域連合の医療費の状況や疾病の状況をまとめております。

また、疾病分類の状況については、平成26年度からKDBシステムに基づく詳細なデータを作成しております。

関係各位におかれましては、医療費の適正化を推進するための一助として、ご活用いただければ幸いに存じます。

本広域連合では、今後とも構成市町村や関係機関との連携をより一層密にし、保険者としての運営責任を果たして参りますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

福島県後期高齢者医療広域連合長

小林 香

# 目次

例言 .....	1
福島県後期高齢者医療制度の沿革.....	3
<b>第1章 被保険者の状況</b>	
1 全国の状況 .....	9
2 福島県の状況.....	10
3 圏域別の状況.....	11
4 市町村別の状況.....	12
5 年齢構成別の状況	
(1) 福島県の状況.....	13
(2) 圏域別の状況.....	14
(3) 市町村別の状況.....	17
6 平均人口からみる後期高齢者割合の状況.....	27
7 所得区分別平均被保険者数の状況.....	28
<b>第2章 医療費の状況</b>	
1 福島県の状況.....	31
2 圏域別の状況.....	32
3 市町村別の状況.....	34
4 レセプト件数の状況	
(1) 福島県の状況.....	42
(2) 圏域別の状況.....	43
(3) 市町村別の状況.....	45
5 1人当たり医療費の状況	
(1) 全国の状況.....	46
(2) 福島県の状況.....	47
(3) 圏域別の状況.....	48
(4) 市町村別の状況.....	49
6 診療諸率の状況	
(1) 福島県の状況.....	51
(2) 圏域別の状況.....	52
(3) 市町村別の状況.....	53
7 療養給付費等支払額の状況	
(1) 福島県の状況.....	58
(2) 圏域別の状況.....	59
(3) 市町村別の状況.....	61

### 第3章 医療施設数と医療従事者数の状況

1 医療施設数の状況	
(1) 福島県の医療施設数.....	71
(2) 福島県の被保険者1万人当たり医療施設数.....	72
(3) 圏域別被保険者1万人当たり医療施設数.....	73
2 医療従事者数（医師・歯科医師・薬剤師）の状況	
(1) 福島県の医療従事者数.....	74
(2) 福島県の被保険者1万人当たり医療従事者数.....	75
(3) 圏域別被保険者1万人当たり医療従事者数.....	76

### 第4章 保険料の状況

1 全国の保険料率の状況.....	79
2 調定額の状況	
(1) 全国の状況.....	80
(2) 福島県の状況.....	81
(3) 圏域別の状況	
①調定額.....	82
②1人当たり調定額.....	82
(4) 市町村別の状況	
①調定額.....	83
②1人当たり調定額.....	84
3 収納率の状況	
(1) 全国の状況.....	85
(2) 福島県の状況.....	86
(3) 圏域別の状況	
①収納額.....	87
②収納率.....	87
(4) 市町村別の状況	
①収納額.....	88
②収納率.....	89

### 第5章 保健事業の状況

1 健康診査の状況	
(1) 福島県の状況.....	95
(2) 圏域別の状況.....	96
(3) 市町村別の状況	
①受診者数.....	97
②受診者の受診形態.....	98

③受診率 .....	99
2 レセプト二次点検（再審査）の状況.....	101
3 訪問指導の状況.....	102
4 ジェネリック医薬品差額通知の状況.....	102
<b>第6章 東日本大震災及び原発事故による減免等の状況</b>	
1 一部負担金等免除の状況	
(1) 福島県の状況	
①免除件数 .....	105
②免除額 .....	105
(2) 市町村別の状況.....	106
2 保険料減免の状況	
(1) 福島県の状況	
①東日本大震災による被災者分.....	108
②原発事故による避難者分.....	108
(2) 市町村別の状況.....	109
<b>第7章 疾病分類別の状況（平成26年度分）</b>	
1 疾病分類について.....	113
2 市町村別データ一覧表.....	114
3 疾病分類別（大分類）構成割合表（件数） .....	115
4 疾病分類別（大分類）構成割合表（点数） .....	116
5 疾病分類別（細小分類）件数・点数別上位10疾病.....	117
6 疾病分類別（細小分類）男女別上位10疾病（入院） .....	118
7 疾病分類別（細小分類）男女別上位10疾病（入院外） .....	119
<b>主要疾病（細小分類）レーダーチャート（平成26年度分）</b>	
福島県の状況 .....	122
圏域別の状況 .....	123
地方別の状況 .....	130
市町村別の状況 .....	133

# 例 言

- 1 この医療概況は、平成22年度から平成26年度の5ヵ年における本広域連合の概要を掲載している。
- 2 この医療概況は、後期高齢者医療事業報告書や診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等に基づいて編集したものである。
- 3 各種分析内容の数値についての留意事項は、次のとおりである。
  - (1) 年度とは、当該年の3月から翌年2月までの期間とする。
  - (2) 疾病の状況は、医科レセプトのみ対象とし、歯科レセプトについては含まれていない。
  - (3) 疾病の分類は国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）に基づいており、レセプト上の傷病名コードを「ICD10コード」に変換し、レセプトに記載されている主病・副病問わず、最も医療費の高い疾病と、その疾病にかかる医療費を対象としている。
- 4 用語の説明  
用語の定義は次のとおりである。
  - (1) **平均被保険者数**  
年度の各月末における被保険者数（3月～2月ベース）の合計を12月で除したものである。
  - (2) **被扶養者**  
後期高齢者医療に加入する以前の医療保険が、被用者保険等の扶養者だった者である。
  - (3) **診療費**  
入院、入院外、歯科の合計である。
  - (4) **医療費**  
入院、入院外、歯科、調剤、食事・生活療養費、訪問看護療養費の合計である。  
※(3)診療費及び(4)医療費は、療養の給付に要する費用と一部負担金等の合計である。
  - (5) **療養給付費**  
医療費総額から一部負担金等を控除した保険者負担額である。
  - (6) **受診率（100人当たり件数）**  
被保険者100人当たりの1年間の平均的な受診件数である。  
$$\bigcirc \text{ 受診率} = \text{レセプト件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$
  - (7) **1件当たり日数**  
レセプト1件当たりの平均的な受診日数である。  
$$\bigcirc \text{ 1件当たり日数（日）} = \text{診療実日数} \div \text{レセプト件数}$$
  - (8) **1件当たり医療費**  
レセプト1件当たりの平均的な医療費である。  
$$\bigcirc \text{ 1件当たり医療費（円）} = \text{医療費} \div \text{レセプト件数}$$
  - (9) **1日当たり医療費**  
1日当たりの平均的な医療費である。  
$$\bigcirc \text{ 1日当たり医療費（円）} = \text{医療費} \div \text{診療実日数}$$

(10) 1人あたり医療費

被保険者1人当たりの1年間の平均的な医療費である。

$$\bigcirc \text{ 1人あたり医療費 (円)} = \text{医療費} \div \text{平均被保険者数}$$

(11) 1万人あたり医療施設数

統計調査年度の医療施設数を当該年度の平均被保険者数で除して1万倍したものである。

$$\bigcirc \text{ 医療施設数 (1万人あたり数)} = \text{医療施設数} \div \text{平均被保険者数} \times 1万$$

(12) 1万人あたり医療従事者数

統計調査年度の医療従事者数を当該年度の平均被保険者数で除して1万倍したものである。

$$\bigcirc \text{ 医療従事者数 (1万人あたり人数)} = \text{医療従事者数} \div \text{平均被保険者数} \times 1万$$

5 留意事項

(1) 端数処理

統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは端数処理（四捨五入）によるものである。

(2) 地方及び圏域について

本冊子では市町村ごとのほか、3つの地方及び二次医療圏に基づく7つの圏域に分類している。なお、分類は下表のとおりである。

地方	圏域	構成市町村
中通り地方	県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 (合計8市町村)
	県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町 (合計12市町村)
	県南地域	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 (合計9市町村)
会津地方	会津地域	会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町 (合計13市町村)
	南会津地域	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町 (合計4町村)
浜通り地方	相双地域	相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村 (合計12市町村)
	いわき地域	いわき市 (合計1市)

# 福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考																																														
平成20年4月	<p>○後期高齢者医療制度施行</p> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の者</li> <li>・ 65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定を受けた者</li> </ul> <p>○財源構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料10%、後期高齢者支援金約40%、公費約50% (公費割合…国：都道府県：市町村＝4：1：1)</li> <li>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置</li> <li>・ 均等割の軽減…7割軽減者を8.5割軽減とする。</li> <li>・ 所得割の軽減…旧ただし書き所得58万円までの所得割額を5割軽減。</li> </ul> <p>○新たに保険料を負担する被用者保険の被扶養者の保険料負担を凍結（4月～9月）及び残り半年分を9割軽減。</p> <p>○高齢者負担率…10%</p> <p>○賦課限度額…50万円</p> <p>○保険料率（平成20年度・平成21年度）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">均等割額</td> <td style="padding: 2px;">40,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">所得割率</td> <td style="padding: 2px;">7.45%</td> </tr> </table>	均等割額	40,000円	所得割率	7.45%	<p>○1割負担及び3割負担（現役並み所得者）</p> <p>※現役並み所得者 課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、もしくは後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある者</p> <p>○入院時食事療養費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">世帯区分</th> <th style="padding: 2px;">食事代 (1食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">現役並み所得者及び一般</td> <td style="padding: 2px;">260円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">非課税世帯</td> <td style="padding: 2px;">210円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅱ</td> <td style="padding: 2px;">90日までの入院 90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅰ</td> <td style="padding: 2px;">160円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅰ</td> <td style="padding: 2px;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○療養病床での食事療養費及び居住費</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">世帯区分</th> <th style="padding: 2px;">食事代(1食)</th> <th style="padding: 2px;">居住費(1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">現役並み所得者及び一般</td> <td style="padding: 2px;">460円</td> <td style="padding: 2px;">320円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅱ</td> <td style="padding: 2px;">210円</td> <td style="padding: 2px;">320円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅰ</td> <td style="padding: 2px;">130円</td> <td style="padding: 2px;">320円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">高齢福祉年金受給者</td> <td style="padding: 2px;">100円</td> <td style="padding: 2px;">0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○高額療養費における自己負担限度額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">世帯区分</th> <th style="padding: 2px;">外来 (個人単位)</th> <th style="padding: 2px;">外来＋入院 (世帯単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">現役並み所得者</td> <td style="padding: 2px;">44,400円 (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)</td> <td style="padding: 2px;">80,100円＋ (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">一般</td> <td style="padding: 2px;">12,000円</td> <td style="padding: 2px;">44,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">非課税世帯</td> <td style="padding: 2px;">8,000円</td> <td style="padding: 2px;">24,600円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">区分Ⅰ</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※過去12カ月以内に3回以上支給を受けた4回目以降の額。 注：平成21年1月以降の新規加入者は、75歳の年齢到達月のみ上記限度額が全て半額。ただし、障害認定者は含まない。</p>	世帯区分	食事代 (1食)	現役並み所得者及び一般	260円	非課税世帯	210円	区分Ⅱ	90日までの入院 90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	区分Ⅰ	160円	区分Ⅰ	100円	世帯区分	食事代(1食)	居住費(1日)	現役並み所得者及び一般	460円	320円	区分Ⅱ	210円	320円	区分Ⅰ	130円	320円	高齢福祉年金受給者	100円	0円	世帯区分	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	現役並み所得者	44,400円 (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)	80,100円＋ (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)	一般	12,000円	44,400円	非課税世帯	8,000円	24,600円	区分Ⅰ		15,000円	
均等割額	40,000円																																																
所得割率	7.45%																																																
世帯区分	食事代 (1食)																																																
現役並み所得者及び一般	260円																																																
非課税世帯	210円																																																
区分Ⅱ	90日までの入院 90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)																																																
区分Ⅰ	160円																																																
区分Ⅰ	100円																																																
世帯区分	食事代(1食)	居住費(1日)																																															
現役並み所得者及び一般	460円	320円																																															
区分Ⅱ	210円	320円																																															
区分Ⅰ	130円	320円																																															
高齢福祉年金受給者	100円	0円																																															
世帯区分	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)																																															
現役並み所得者	44,400円 (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)	80,100円＋ (医療費-267,000円×1%) (44,000円※)																																															
一般	12,000円	44,400円																																															
非課税世帯	8,000円	24,600円																																															
区分Ⅰ		15,000円																																															

※備考欄は、後期高齢者医療事業年報（平成25年度）の内容から抜粋。



# 福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考															
平成21年4月	<p>○低所得者に対する保険料軽減の特例措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7割軽減を受ける者のうち、世帯内の全被保険者の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合、9割軽減。</li> <li>○保険料の支払い方法について、原則年金からの天引きであったのが、年金からの天引きと口座振替の選択が可能となった。</li> </ul>	<p>○高額介護合算療養費における自己負担限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>限度額</th> <th>初年度限度額※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>67万円</td> <td>89万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>31万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯 区分Ⅰ</td> <td>19万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※初年度は平成20年4月1日～平成21年7月31日までの16ヶ月分</p>	世帯区分	限度額	初年度限度額※	現役並み所得者	67万円	89万円	一般	56万円	75万円	区分Ⅱ	31万円	41万円	住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19万円	25万円	<p>○見直しに関する議論のとりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成21年3月17日 高齢者医療制度に関する検討会</li> <li>「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」</li> <li>・ 平成21年4月3日 与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム</li> <li>「高齢者医療制度見直しに関する基本的な考え方」</li> </ul>
世帯区分	限度額	初年度限度額※																
現役並み所得者	67万円	89万円																
一般	56万円	75万円																
区分Ⅱ	31万円	41万円																
住民税非課税世帯 区分Ⅰ	19万円	25万円																
平成22年4月	<p>○高齢者負担率…10.26%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>均等割額</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>7.60%</td> </tr> </table> <p>○保険料率（平成22年度・平成23年度）</p>	均等割額	40,000円	所得割率	7.60%													
均等割額	40,000円																	
所得割率	7.60%																	
平成22年5月	<p>○高齢者の医療の確保に関する法律改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用できるようにする。</li> </ul>		<p>○見直しに関する議論の最終とりまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年12月20日 高齢者医療制度改革会議</li> </ul>															
平成23年3月	<p>○東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う保険料の減免及び一部負担金等の免除</p>		<p>○社会保障・税一体改革成案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定</li> </ul>															
平成24年4月	<p>○高齢者負担率…10.51%</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td>均等割額</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td>7.76%</td> </tr> </table> <p>○賦課限度額…55万円</p> <p>○保険料率（平成24年度・平成25年度）</p>	均等割額	40,000円	所得割率	7.76%		<p>○社会保障・税一体改革大綱の閣議決定 (平成24年2月)</p>											
均等割額	40,000円																	
所得割率	7.76%																	

※備考欄は、後期高齢者医療事業年報（平成25年度）の内容から抜粋。

## 福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考				
平成24年9月	○東日本大震災による保険料の減免及び一部負担金等の免除の終了 (東京電力福島第一原子力発電所事故の減免等は継続)		○社会保障制度改革推進法成立 (平成24年8月10日成立)				
平成25年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成26年2月28日まで)		○社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日) ・後期高齢者医療制度については、創設から5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。				
平成25年7月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成25年度分保険料の減免決定		○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成25年法律第112号)				
平成26年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成26年9月30日まで)		○経済財政運営と改革の基本方針 (平成26年6月24日閣議決定) ・後期高齢者医療の保険料特例軽減について、段階的に見直しを進める。				
平成26年4月	○高齢者負担率…10.73% ○賦課限度額…57万円 ○保険料率(平成26年度・平成27年度) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>均等割額</td> <td style="text-align: center;">41,700円</td> </tr> <tr> <td>所得割率</td> <td style="text-align: center;">8.19%</td> </tr> </table>	均等割額	41,700円	所得割率	8.19%		
均等割額	41,700円						
所得割率	8.19%						
平成26年7月	○保険料軽減に係る所得基準の拡大 ・5割軽減(現行) 33万円+24.5万円×被保険者数 —(被保険者である世帯主を除く) (改正後) 33万円+24.5万円×被保険者数 ※二人世帯以上の対象を、単身世帯も対象とする ・2割軽減(現行) 33万円+35万円×被保険者数 (改正後) 33万円+45万円×被保険者数						
平成26年10月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成26年度分保険料の減免決定						
平成27年3月	○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成28年2月29日まで) ※旧避難指示区域等では所得制限有り						

※備考欄は、後期高齢者医療事業年報(平成25年度)の内容から抜粋。

## 福島県後期高齢者医療制度の沿革

年度	主要事項	患者一部負担金等	備考
平成27年4月	<p>○保険料軽減に係る所得基準の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5割軽減 (現行) <math>33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}</math> (改正後) <math>33\text{万円} + 26\text{万円} \times \text{被保険者数}</math></li> <li>・ 2割軽減 (現行) <math>33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}</math> (改正後) <math>33\text{万円} + 47\text{万円} \times \text{被保険者数}</math></li> </ul> <p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成27年度分保険料の減免決定</p>		
平成27年7月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る平成27年度分保険料の減免決定</p>		
平成28年3月	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者に係る窓口での一部負担金の免除期限の延長 (平成29年2月28日まで)</p> <p>※旧避難指示区域等では所得制限有り</p>		

※備考欄は、後期高齢者医療事業年報（平成25年度）の内容から抜粋。

